

「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」に関する意見

2013.8.18

近藤ゆり子

岐阜県大垣市田町1-20-1

(徳山ダム建設中止を求める会)

1. はじめに

滋賀県が(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案に対する意見・情報の募集を行っている、と耳にしたのは募集が始まった直後でした。が、滋賀県民ではなく、淀川水系流域住民でもない私は、この条例(案)に直接の利害関係をもちません。何を言えば良いのだろう、「要綱案」の一つ一つの項目に特に意見があるというのでもないし・・・、と迷いがありました。また、参院選後の日々生起するさまざまな課題への対応に取り紛れて、とうとう締め切り3日前になってしまいました。

「流域治水」には大きな関心をもってきています。条例は是非制定されて欲しい、その条例に基づく施策が全国のモデルケースになって欲しい。いわゆる「盆休み」に入って、少し時間がとれるようになってみると、嘉田知事をはじめ、滋賀県で流域治水の施策を進めようと努力されている方々に敬意と連帯の意を込めて、「何か」伝えたいとの思いが強くなりました。

「条例要綱案」に沿った意見にはなりません、論理的な構成もきちんとできません、言ってみれば「手紙」のようなものしか書けません。多少なりとも論理的なものは、直接にはこの条例要綱案には対応しない過去のものを使い回します。

読みにくいものとなるかもしれませんが、二十年近く地域の住民目線での治水について考えてきた者の思いの一端を受け止めて頂ければ幸甚です。

2. 揖斐川流域に暮らす者として-1

徳山ダム問題に関わる

私は、1977年1月から伊吹山系の東側、岐阜県西濃地方を来たから南へと流れる揖斐川の流域、大垣市の中心部に住んでいます。1995年末に、揖斐川最上流部の「日本一の巨大ダム・徳山ダム」に関わる巡り合わせになり、「治水」に関しても若干の勉強をすることになりました。

徳山ダムはまごうことなき「水源開発施設」です。全国的な盛り上がりを見せた長良川河口堰反対運動の中で、すでに木曽川水系の「水余り」は明らかでした。6億6000万トンの水瓶は壮大な無駄でしかありません。福井・滋賀・岐阜県の県境一帯は天然記念物であり絶滅危惧種でもあるイヌワシの日本有数の生息地です。この自然を壊してまでダムを作る理由はありません。時折行政や与党系議員が口にする「大垣市を水害から守るため」というのは、水源開発(新規利水)目的を喪失したがゆえのプロパガンダにすぎないことは素人目にでもわかりました。長良川河口堰で、水源開発目的を喪失すると「治水」を前面に押し出すという事業者側のやり方を、岐阜県内の普通の市民も「学習」させられていました。

しかしそのことは「徳山ダム建設反対」を意味しませんでした。多くの人は徳山ダムには無関心。若干関心のある人はほとんど「徳山の衆はダムを受け入れた、いやむしろ徳山の衆がダムを

呼び込んだ。反対したってどうせ国策は覆らない。今さら外の者がごちゃごちゃ言ったのでは、故郷を捨てた村の衆に気の毒なだけだ」という意見。

私自身忸怩たる思いを抱えながら沈黙していたときに、建設省が「中止も含めて見直す」と称して徳山ダム建設事業審議委員会（徳山ダム審）を設置しました。もう逃げられません。大垣市民4名で「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げました（1995年12月）。「四〇年目にして初めての反対運動」と報じられました。

1976年水害と大垣市中心部住民の意識

大垣と周辺の地域は古くから輪中地帯として知られてきた地域です。洪水に向き合う先人の知恵の蓄積のある地域です。しかし、私は、1996年まで、その知恵の片鱗にも触れてはいませんでした。一言で言えば、無関心であったし、無関心ですませていられたのです。

私が大垣市に移り住んだほんの4ヶ月前（1976年9月）に、この地域一帯は大きな水害に見舞われました。このときの長良川の決壊（安八切れ）は有名ですが、揖斐川流域でも約19,000戸が水に浸かりました。大垣駅前の道路も冠水しました。後に建設省や岐阜県はこのときの冠水した駅前通りの写真を持ち出しては「大垣を水害から守る徳山ダム」と言い立てました。

しかし実際の水害の4ヶ月後から1995年に至るまで、私は「大垣を水害から守るために徳山ダムが必要だ」という意見を耳にはしていません（この「水害を防ぐ徳山ダム」論が声高に言われ始めるのは、徳山ダム審設置の後）。家族（夫と義母）はこの水害を経験していますが、揖斐川最上流の徳山ダムがあれば大垣の浸水被害はなかったはずだ、などとは考えていませんでした。

「なぜこの水害体験が、徳山ダム建設待望論に結びつかなかったのだろう？」と後になって振り返って考えてみました。いくつかのことが考えられます。

- ① 4日間も降り続いた長雨による内水氾濫が主原因であった
- ② 徳山ダム（予定地）より下流にすでに洪水調節機能をもった横山ダムがある
→ 「さらに上流で洪水調節をしても効果があるようには思えない」
- ③ 大垣城外堀の内側の旧城下町（大垣市の最中心部）は浸水しなかった。
- ④ 昔は頻回に起こった旧城下町周辺部の浸水被害はこの頃までには顕著に減っていた
→ 「減多に起こらない水害をいちいち騒いでいられない。浸かるところは浸かるものだ」
- ⑤ ④に続いて）必要な治水対策は行政がやるはずだ
→ 「自分が考えたり行動したりせねばならないことではない」

ダム（横山ダム）を含めた大規模な河川整備によって、確かに揖斐川流域は中小洪水には強くなりました。堤内地の大部分では、水害（浸水被害）を意識せずに暮らせるようになりました。常に水害に備えていた輪中の暮らしは過去のものとなっていきました。これは一面では「安心」と快適さの増大であったには違いありません。

しかしこうした水害への「冷め方」「無関心」には、「特に何も言わずとも、行政（河川管理者）はいわば右肩上がりに大規模な河道整備と洪水調節施設建設を進め、水害をなくしてくれるもの」という暗黙の期待があり、時に一部の地域に集中する水害に対しては座視することでもあったように思います。

3. 揖斐川流域に暮らす者として－2

最上流の巨大ダムでは水害は防げない

集水域面積が基準地点上流の流域面積の20%しかない最上流部のダムで揖斐川流域全体の水害は防ぐというのは無理な話だ、というのは、特に学習するまでもなく誰でもわかることです。

そうは言っても、「中止を求める」運動を展開するには、ダムを作る側の理屈を踏まえた上での批判もしなければなりません。徳山ダム審を傍聴することは、河川管理者の理屈を知る上で大変に役立ちました。一貫して説明役を務めた建設省キャリア官僚のTさんを、私は今でも”恩師”と思っています。とはいえ、ダム審で公開される資料と官僚さんの説明「だけ」に頼るわけにはいきません。当時はマル秘だった「工事实施基本計画参考資料（木曾川水系）」を入手しました。難解な「基本高水・計画高水流量の決定に関する資料」の何がキモなのかを知るためにいろいろな人に教えを乞いました。岐阜県立図書館で1980年代の雑誌記事を探しました。

基本高水流量算出も含めて「徳山ダム治水論」には、たくさんの矛盾やごまかしや思慮の足りないところがあることがわかってきました。これに関しては、後に徳山ダム裁判一審最終準備書面の形で代理人弁護士が論証しました。膨大なので今は省略します。

「遠い治水」「近い治水」 (【別添資料③】参照)

嘉田知事がよく使われる「遠い水」「近い水」のパクリ、モジリですみません。

基本高水を設定し、巨大な洪水調節施設を建設して計画高水まで下げ、残りの洪水はすべて河道に押し込めて流す—そのために、河道の直線化や大規模な浚渫を行う。「遠い治水」と呼んでみます。強力な行政権力がなければ進められない治水の方策です。霞が関中央集権体制、すなわち旧内務省—建設省（国土交通省）主導で推進されてきました。

対して、かつて輪中がそうであったように、村落共同体が担ってきた、主として人力の共同作業による治水もあります。「近い治水」と呼んでみます。

「遠い治水」と「近い治水」は、本来は二律背反ではないはずです。「近い治水」では及ばなかったことを「遠い治水」が成し遂げてきたという面は否定できません。中小洪水による浸水被害は格段に減少し、市街地の住民はほとんど「治水」を意識せずに暮らすようになりました。大垣市周辺部には今でも堤防の上にはそこかしこに水防倉庫があります。しかし多くの市民はその意味するところを知りません。周囲にを堤防で囲まれた、一見して「輪中」である集落でさえ、水防団員のなり手は減ってしまいました。

いつしか人々は「近い治水」を忘れ去り、「遠い治水」に過大な期待を抱き、依存するようになってしまったように思います。住民の側の「お上任せ」は、行政—河川管理者に明治憲法下以来の専横的体質を固定化し、河川行政の民主化を遅延させてきたような気がします。1997年河川法改正で反省の色を示したとはいえ、住民の声に耳を傾けない河川管理者の体質は今でも消えたとは言えません。

しかし、そもそもすべての洪水を河道内に閉じ込めて流すことは不可能です（必ず超過洪水はありえます）。環境面からも財政面からも「工事实施基本計画」に位置づけられた数多のダム計画のすべてを建設することなど不可能です。「遠い治水」の限界が明らかになってきました。「近い治水」の、つまりは住民と住民に近い地方公共団体の出番が再び巡って来ました。

4. 水害常襲地帯・荒崎地区 (【別添資料④】参照)

荒崎地区住民の視線

大垣市の西部に荒崎地区があります。大谷川と相川（一部は泥川）に挟まれた地区です。地区の東側を南下して流れる大谷川右岸の連続堤の南端に近い一部が「洗堰」として一段と低くなっており、その「洗堰」からの越流で、度重なる浸水被害を受けてきました。1975年に市街化区域に指定された後1980年に「洗堰」は60cmかさ上げされましたが、その後も何度も床上浸水被害を生じています。

「洗堰」が設置され存置されていることには、長い歴史的経緯と複雑な土地所有関係、地理的特性があります。大谷川右岸の土地を多く所有しているのは左岸の綾里輪中の住民でした。もともと無堤だった右岸に堤防を造ること自体が左岸の住民にとっては大きな譲歩でした。右岸より堤内地標高が低い綾里輪中に暮らす住民にしてみれば、右岸堤防高左岸より低いこと、洗堰を設けることは右岸築堤の前提条件でした。しかし市街化区域に指定された「優良宅地」と信じて荒崎地区に移り住んだ住民にとっては、水害の危険を右岸側だけに集中させている「洗堰」の存在は、右岸住民へのいわれなき差別的としか受け止められません。大谷川兩岸の住民同士の話し合いは、記録にとることもできない怒鳴り合いに終始した、と、県の職員は漏らしていました。

1990年にも大きな浸水被害がありました。これ以後、にわかに「徳山ダムさえできれば洗堰は解消できる」という言説が荒崎地区を覆いました（出所は大垣市議会議員のようです。その市議は「県が、国がそう言っている」と言いました）。荒崎地区での私たちの会（徳山ダム建設中止を求める会）への風当たりは激しいものとなってきました。「徳山ダム早期完成を邪魔する者は許せない」「浸水被害の苦しみをわかろうとしない」「鳥が大事か人が大事か」

当会代表の上田武夫は、古くから輪中研究のグループに加わっていましたが、荒崎地区センター（2001年設立）の初代館長を務めたこともあります。彼は呟きました、「徳山ダムで荒崎地区の水害がなくなることにはならない。たとえ建設省の言い分通り、揖斐川本川の水位が幾分か下がると効果があったとしても、それで洗堰の越流がなくなることはない。メカニズムが違う。複雑に合流する大谷川などの杭瀬川支派川の地理的特性と地域の歴史的経緯を踏まえたきめ細かい施策を、住民の合意の下で漸進的に行っていくしかない。だがその合意形成のために話し合いをもつことさえもなかなか難しい」。それが荒崎地区の実情でした。

2002年の荒崎水害、2004年の提訴、そして徳山ダム事業費大幅増額

（【別添資料①】Ⅲ-1、Ⅳ-2、Ⅶ 参照）

2002年7月の6号台風で、荒崎地区は1990年のとき以上の大水害に見舞われました。荒崎地区では町内会単位でほとんど強制的に徳山ダム早期完成要望署名が集められる一方、被害住民による行政への異議申し立ての動きが始まりました。

水害訴訟の提訴（被告＝河川管理者・岐阜県知事）準備を手伝うことになりました。その準備過程で、荒崎地区の人々は必ずしも徳山ダムの「効果」を信じているわけではないことがよくわかってきました。それでも「徳山ダム早期完成」を標語は荒崎地区から消えません。主に二つの理由があると思いました。一つには河川管理者（岐阜県、建設省）のお覚えを目出度くすれば必要な施策への予算獲得に有利に働くだらう、という心理です。多分これには地元出身の地方議員などが関わっているのでしょう。もう一つは、左右兩岸、上下流の複雑に入り乱れる地域の利害の困難極まる調整と無関係の「遠い治水」の効果を感じたい、少なくとも信じていることにしたい、という心理です。ダムの「効果」を信じることにして「徳山ダム早期完成」で一致してしまえば、当面は厳しい対立を回避できます。「遠い治水」依存は、治水ジレンマに苦しむ地域の住民の切ない願望でもあったのです。

2004年8月、荒崎地区の179世帯が「水害のない町づくり」を求めて岐阜県を提訴しました（国家賠償法2条に拠る）。ちょうどその頃、約1年間揉めていた徳山ダム事業費大幅増額（2540億円→3500億円）が正式決定されました（事業実施計画変更＝7月15日）。このときまで「法的裏付けがない」として2004年度予算は、2540億円の枠内に抑えられていました（水資源機構の要求180億円に対して当初予算で認められたのは93億円）。増額の正式決定となっても国会は閉じていて補正予算もつかない、どうやって残り87億円を捻出するだろう？中部地整はもちろん、霞が関の本省にも何度も足を運んで調べました。「治水特別会計の項の間の移用」という非常に例外的な手法を使ったことがわかりました。「移用」、つまりどこかを削って徳山ダムの工事費に回す

ということです。どこを削ったのか？ 木曾川水系の直轄区間工事費と岐阜県の河川・砂防事業費を削って、徳山ダム工事費用に回したのです。一番削られたのは、まさにこの荒崎地区の水害対策のための工事（牧田・杭瀬両川の引き堤と背割り堤建設）費用でした。この工事の入札が止まってしまっていた 2004 年 10 月、23 号台風の豪雨によって、荒崎地区はまたもや大規模な浸水被害に遭ったのです。

徳山ダム早期完成を要望することは、間もなく効果が発現するはずと誰もが信じた牧田・杭瀬の工事を足止めすることに繋がったのです。そんなことは荒崎地区の誰もが想像もしなかったことでしょう。水害訴訟で原告住民にとっては厚い壁となっている大東水害訴訟最高裁判決曰く「治水には財政的制約がある」。確かにその通りなのです。「徳山ダム早期完成を要望すれば、国や県のお覚えが目出度くなって、必要な予算をつけてくれる」などと囁いたのは一体誰なのでしょう？ 水害常襲地域の住民の願いは、こうして踏みにじられたのです。

2008年5月から、治水ダムとしての徳山ダムの洪水は運用されています（新規利水は一滴も使われていません）。しかし、揖斐川流域「牧田川圏域」の強い降雨がある夜は荒崎地区の住民は寝間着に着替えて寝ることができない、という状況は改善されていません。

5. 国も気づいている流域治水の必要性

（【別添資料①】Ⅲ－1、Ⅶ 【別添資料④】【別添資料⑤】参照）

【別添資料①】Ⅲ－1でも引用しましたが、1976年5月の木曾川上流工事事務所の報告書には「洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」「治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなからうか。」とあります。

新河川法（1965年施行）に基づいて、木曾川水系工事実施基本計画が策定されたのが1969年。「基本高水を設定し、巨大な洪水調節施設して計画高水まで下げ、残りの洪水はすべて河道に押し込めて流す」治水論が政策として定着し進行しているまさにその時に上記のような意見が存在したのです。河川技術者は基本的にまじめに河川の現実に向き合い、率直に自らの考えを述べていたのだ、と知ることは嬉しいことでした。こうしたの良き伝統—技術者としてのプライド—は、これからも前向きに活かされて欲しいと念じています。

そして、2004年、「この地域（荒崎地区）では、輪中の伝統的知恵を活かした流域治水・流域対応の施策を採るべきでは？」という私の問いかけに、岐阜県河川課職員K氏は「およそ河川技術者であれば、誰でもそんなことは分かっていますよ！」と答えました（【別添資料①】Ⅶ参照）。

2000年河川審議会中間答申は及びその後継である 社会資本整備審議会河川分科会は以下のような答申を出し、公表しています。「およそ河川技術者であれば」、その賛否はともかくとして「そんなことは知りませんでした」ということはありえない状態でした。

（1）河川審議会中間答申（2000年12月19日）

「流域での対応を含む効果的な治水の在り方について」

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/past_shinngikai/shinngikai/shingi/001219index.html

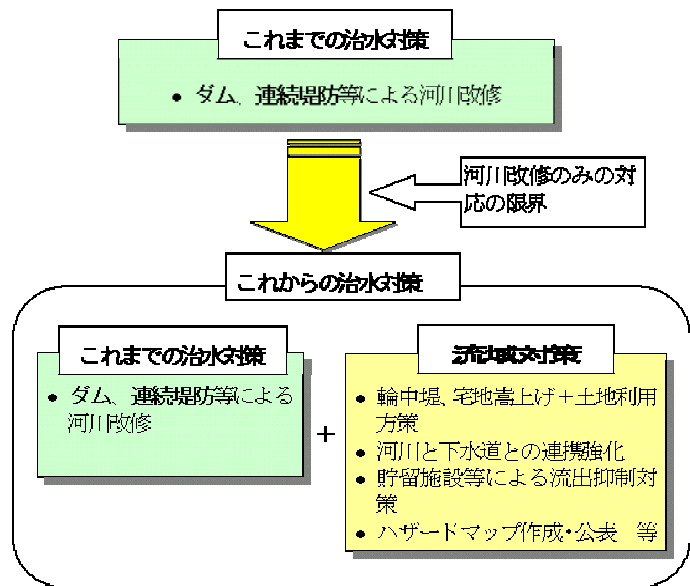
次ページの図はこの河川審中間答申を解説している国土交通省のホームページから取りました。

この他にもさまざまな図などを使って「これまでの治水」と「これからの治水」を解説しています。

以下のようなまとめ書きもあります。

- 流域対策の基本的考え方**
- 地域の視点の重視
 - 流域と河川の適正な役割分担
 - 河川の特性に応じた適切な流域対策の選択

「この答申の方向で治水対策を進めたい」という意欲を感じます。



(2) 社会資本整備審議会河川分科会答申 (2003年2月26日)
 「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」
http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030226/index.html

同じような記述がありますが、(2)は(1)より後退しているように感じます。事務方の扱いは明らかに冷めてしまっています(記者発表のページをリンクしているだけ。「解説」は見当たらない)。もしかしたら淀川水系流域委員会で「原則ダムなし」提言があったことに過剰反応したのでしょうか。

それでも例えば2007年度予算にむけて以下のような事業が創設されています。

『洪水氾濫域減災対策事業の創設 (総合流域防災事業の拡充)』

1. 目的

土地利用状況に応じ、治水安全度が低い地域において、従来の「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、市町村が輪中堤や二線堤などの洪水氾濫拡大防止施設を整備し、氾濫した場合でも被害を最小化させることを目的とする。

2. 内容

一級河川又は二級河川において、洪水氾濫が想定される地域の輪中堤や二線堤などの洪水氾濫拡大防止施設の整備を市町村が実施。

これ以前にも似たような制度はありました。そしてその後もあります。しかしそれぞれ数年で制度の名称を変えるなど、非常にわかりにくいものとなっています。こうした施策の予算措置や制度はどうなっていて、どう使われ、活かされているか? 2010年、国交省治水課に聞いてみました。【別添資料⑤】参照)

「流域治水」等の事業実施の実績について(2010.3.11)で事業名と実績のリストを作成して頂きました。事業の変遷が理解しにくかったので重ねてお尋ねし、[土地利用一体型水防災事業の経緯(2010.5.7)]を作成して頂きました。

現地の状況がわからないので、これらの事業が「地域の視点の重視」「流域と河川の適正な役割分担」「河川の特성에応じた適切な流域対策の選択」に適合しているのかどうか、私には判断できません。

ただ、「各事業が”点”でしかなく、河川政策の柱となっていくことには繋がっていかないではないか。河川審中間答申のいう『これからの治水』の実現はまだ遠い」という感想をもちました。そして2010年9月からの「ダム等一斉検証（再検証）」においても、同様な感想を抱いています。

（【別添資料①】【別添資料②】参照）

6. 地方主体でこそ新たな治水政策が進められる

考えてみれば、「流域での対応を含む効果的な治水の在り方—これからの治水—」への転換を霞が関主導で行うというのは無理があり、矛盾でさえあります。「遠い治水／これまでの治水／『基本高水を設定し、巨大な洪水調節施設で計画高水まで下げ、残りの洪水はすべて河道に押し込めて流す』治水」は、強力な中央集権体制に親和性のある治水の考え方です。これを「地域の視点の重視」「流域と河川の適正な役割分担」「河川の特성에応じた適切な流域対策の選択」—流域対策—を重視する「これからの治水」へと転換していくのは、流域住民の自覚と力が必要であり、地域に密着した地方公共団体（とりあえず一級河川指定区間の管理者、あるいは二級河川の管理者としての都道府県）が主導していくしかないのではないかと。そんなことを考えて始めたときに、滋賀県で流域治水政策室が設置され、流域治水政策の実現に向けた本格的な取り組みが始動したと耳にしました。嬉しく思いました。大きな希望を感じました。

住民との距離が近い地方公共団体こそ、流域治水を進めるのにふさわしい。いくつかの理由が考えられます。

何といても地域に密着しています。地域の実態から遊離した実現性に疑問のある治水対策は採れません（「これから建設する」という大規模ダムは、そもそもダムによる治水の効果に疑問があるだけでなく、厳しい財政的制約の下で遠い将来にしか効果の発現が期待できない）。

河川の特性をきめ細かく知ることができます。川と向き合ってきた流域住民は、「遠い治水」が捨象してしまったさまざまな知恵をもっています—急速に喪われつつあることに危機感を覚えますが—。

地域住民の要望を具体的にくみ上げ、応えていくことができます。「地先の安全度マップ」で同じ色に塗られた場所は機械的に一律に同じメニューで対応する、などということはありません。

法的な「縦割り」を超えていくことができます。前述の荒崎水害は、河川法、水防法、都市計画法、建築基準法等の「縦割り」の陥穽で生じた悲劇だともいえます。県と市町村が密接に連携することで、これら諸法律の縦割りを乗り越え、住民の安全を守る法律として活かしていくことができるようになります（←「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」 第3 基本理念、第3章～第5章）。

今般、滋賀県が「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例」制定にむけて努力されていることを嬉しく思います。条例が制定され、そしてその条例の下で住民のためになる治水の実績が作られ、さらにそれが全国のモデルケースとして広がることを心から願い、期待しています。

まとまらない長文をお読み下さり、ありがとうございました。

以上

<別添資料リスト>

【別添資料①】内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見（近藤作成）

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota7/ryuikibetten1.pdf>

【別添資料②】「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見」（第2回）（近藤作成）

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota7/ryuikibetten2.pdf>

【別添資料③】「河川行政 住民参加を」（2006.12.5 岐阜新聞記事）

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota7/ryuikibetten3.pdf>

【別添資料④】相川・大谷川・泥川の河川整備について（平成15年4月 岐阜県）より抜粋

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota7/ryuikibetten4.pdf>

【別添資料⑤】土地利用一体型水防災事業の経緯

＋「流域治水」等の事業実施の実績について（国土交通省治水課作成）

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota7/ryuikibetten5.pdf>

- 1) 【別添資料①】と【別添資料②】は、2010年9月に国交大臣が指示・要請したいわゆる「再検証」の対象事業となった内ヶ谷ダムについて、岐阜県が行ったパブリックコメントに応じたもの。国交省が示した再検証の枠組みと検討主体（＝岐阜県）の治水の考え方への批判となっている。

流域治水との関係では以下の部分をご覧ください。

【別添資料①】内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見

Ⅲ. 内ヶ谷ダムの「効果」－2（板取川合流点より下流の洪水防除）

1. 流域対応こそ
2. 関市南部の現状と治水

Ⅳ. 募集されている意見に関して??

Ⅴ. 岐阜県の財政状態と治水のあり方

Ⅶ. 結びに代えて

【別添資料②】「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見」（第2回）

V 各対策案について

1. 遊水地（国施工）「+約206億円」は納得できない
2. 遊水地は用地取得が前提か
3. 水田貯留案の高コスト
4. 効果発現を段階的に見込むこと
5. 地域開発と土地利用
6. 「流水の正常な機能の維持」（不特定）対策案は笑止
7. 洪水対策ダム案は安く見せかけられている

VI 治水のあり方の根本的転換を長良川で実現しよう

1. 拙速な結論・報告を避けるべき
2. 「311以後」の社会情勢
3. 長良川の治水を考える視点
4. 流域住民の叡智を結集する

2) 【別添資料③】は、岐阜新聞にゆおるインタビュー記事。河川行政への住民参加と「あふれさせる治水」についての考え。

3) 【別添資料④】は、大垣市荒崎地区の2002年7月の浸水被害とその後の対応方針に関して岐阜県（建設管理局 河川課／大垣建設事務所）が作成したパンフレット「相川・大谷川・泥川の 河川整備について」からの抜粋。

4) 【別添資料⑤】は、国土交通省治水課作成の「流域治水」等の事業実施の実績について（2010.3.11）と、その補足に相当する「土地利用一体型水防災事業の経緯（2010.5.7）」を合わせたもの。